

**公益財団法人加藤山崎教育基金**  
**第 10 回(平成 30 年度)加藤山崎修学支援金 募集要項**

1. 応募資格 次の(1)～(5)のすべてに該当する者

- (1) 日本国内の学校(国公立・私立を問わない)に在学する小学 4、5、6 年生、中学生、高校生。  
(義務教育学校および中高一貫校も応募可能)。  
※ ただし、特別支援校、養護学校、高等専門学校、専修学校は除く。
- (2) 学習に意欲的または成績優秀で品行方正である者
- (3) 高校生は評定平均3.0以上、小中学生はそれに準ずる成績の者
- (4) 教育関係費の支援を特に必要とする家庭(母子家庭や父子家庭、両親のいない家庭などを含めて)の子どもで、将来が期待される者
- (5) 学校長が推薦する者(1校につき3名まで推薦可能)  
(義務教育学校に関しては小学校課程(4学年～6学年に該当する児童)および中学校課程から各3名、中高一貫校に関しては中学校課程および高校課程から各3名ずつ推薦可能。)

※ 他の奨学金との併願・併給は「可」。ただし、加藤山崎奨学金との併給は「不可」(併願は「可」)。  
 ※ 世帯収入は、200 万円未満を目安とする。

2. 修学支援金の使途

- (1) 学業に関する費用(授業料、学用品等)
- (2) 学校生活を送るのに必要となる費用(給食費、修学旅行費等)

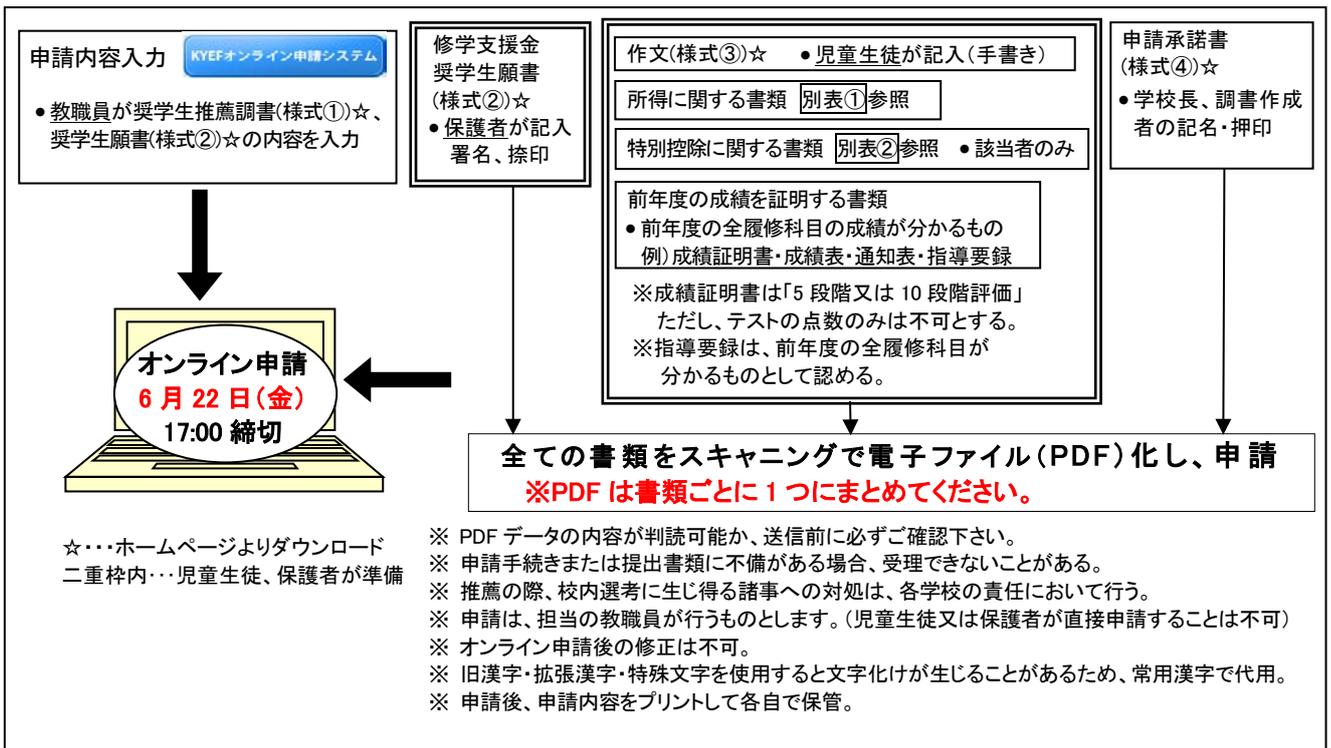
3. 修学支援金の給付期間及び金額

給付期間	採用時に在学する学校を卒業するまでの期間(最大 3 年間)
給付額 (返還不要)	小学生 年額 5 万円 中学生 年額 5～7 万円 ※ 高校生 年額 5～10 万円 ※

※ 給付額は選考委員会で申請内容を精査し、全体の応募状況等も考慮しながら総合的に決定する。

4. 応募方法

- ・ KYEFオンライン申請システム (<https://www.kyef.or.jp/entry>) からID登録後、下記の流れに従って手続きをして下さい(ID・パスワードの管理にはご注意下さい)。
- ・ 申請は、担当の教職員が行うものとします。児童生徒又は保護者は申請することができません。



5. 採用予定人数

約300名

6. 応募期間

平成30年5月14日(月) ～ 6月22日(金)17:00締切 (オンライン申請)

※理由の如何に関わらず、締切時間を過ぎてからの申請はお受けできません。

7. 選考方法

申請内容に基づき、選考委員会で選考の上、理事会にて決定する。

8. 選考結果通知及び修学支援金の給付

(1) 9月末までに、学校を通じて選考結果を通知する。

(2) 修学支援金は、原則として贈呈式終了後1～2ヶ月以内(目安)に、卒業までの給付総額を一括して、「奨学金振込依頼書」で届出のあった学校(長)名義の預貯金口座に振り込む。  
(学校以外の口座への振込はできません)

(3) 学校長の責任において、毎年1回、年額ごとに分けて本人に修学支援金を給付する。

※ 選考内容に関する問い合わせには、一切応じられません。

※ 給付対象者決定に関して生じ得る諸事への対処は、各学校の責任にて行って下さい。

※ 詳細は、給付決定後に配布される「給付手順」を参照してください。

9. 贈呈式

10月～11月頃に開催を予定

※ 採用された方の中から数名を招待する予定です。(招待する方には、事前に招待状をお送りします。)

10. 報告

給付期間中の毎年1回(2月～3月)、学校長は『近況報告書』(財団指定様式)を、奨学生は手書きによる『成果報告書』(財団指定様式)を、当財団宛に提出して下さい。

報告書が未提出の学校からは、翌年度以降の応募を受付しませんので必ず提出下さい。

11. 提出書類の取り扱いについて

提出書類は一定期間保管後、破棄させていただきます。

12. 個人情報の取り扱いについて

申請書に記載された情報は、本事業に関する選考作業、選考結果の通知、贈呈式等の各種行事の案内、その他確認業務のために使用します。

◆ 問い合わせ先

問い合わせいただく前に、ホームページの「よくあるご質問」を参照してください。

〒157-0067 東京都世田谷区喜多見 1-18-6

公益財団法人加藤山崎教育基金 事務局

TEL:03-3417-2231 FAX:03-3417-2236

受付時間:9:30 ～ 12:00、13:00 ～ 17:00(土日祝日を除く)

URL: <http://www.kyef.or.jp> E-mail: [info@kyef.or.jp](mailto:info@kyef.or.jp)

<b>第 10 回(平成 30 年度)加藤山崎修学支援金 応募書類の作成について(児童生徒、保護者用)</b>
---

児童生徒・保護者の方は、以下の書類をそれぞれの説明に従って準備し、学校の担当者に指定された期日までに提出して下さい。全ての書類をまとめて、学校から加藤山崎教育基金にオンラインにて提出していただきます。なお、学校から加藤山崎教育基金への提出期限は**平成 30 年 6 月 22 日(金)17:00**となりますので、ご注意下さい。

理由の如何に関わらず、締切時間を過ぎてからの申請はお受けできません。

### 1.修学支援金奨学生願書（様式②）

下記の要領に従い記入・署名・捺印して、学校に提出して下さい。

(1)「生計を一つにする家族」欄は、以下の①～⑤のように記入し、**別表①**の通り証明書類を提出して下さい。

①「保護者を含め、生計を一つにする家族全員」について記入して下さい。

※ 生計を一つにする家族とは、同居・別居にかかわらず本人と生活費を同じくしている者です。

例えば、単身赴任の生計維持者や仕送りのやり取りのある親族等を含みます。別居独立している兄弟等は記入する必要はありません。なお、保護者についても必ず記入してください。

② 就学者を除く家族全員の「所得の種類」欄は、各自の所得の種類に応じて、「給与・事業・公的扶助・年金・その他(具体的に記入)」の区分で、該当するものを記入して下さい。

※ 公的扶助とは、生活保護等を指します。

③ 就学者を除く家族全員の「収入金額(前年)」「所得金額(前年)」欄は、**別表①**の証明書類に基づき記入してください。

※ 「収入金額」は控除前の金額(支払金額)、「所得金額」は控除後の金額になります。

④ 就学者にアルバイト等の収入がある場合は「収入金額(前年)」欄に記入して下さい。

※ 就学者については、収入証明書の貼付は不要です。

⑤ 就学者を除く家族全員の「収入見込額(今年)」欄は、応募時から過去 1 年以内に家計支持者に「就職、転職、失業、休業、臨時所得等の家計急変があった場合」に記入して下さい。

下記(2)の記載事項も必ずご確認下さい。

(2)「家庭状況」欄は、該当する場合は「有」、該当しない場合は「無」に○をして下さい。

(ア)※「家計急変」とは、「応募時から過去 1 年以内に家計支持者に家計急変の事由(就職、転職、失業、休業、事故、病気、死亡、臨時所得等)が発生し、現在の所得と前年の所得証明書に記載の所得が大きく異なる場合」です。

「有」の場合は、「家計急変の内容」・「年間収入(見込)額証明書の有無」欄と、願書 2 枚目「修学支援金を希望する理由」欄に具体的な事情を記入の上、**別表①**の中で該当する、「家計急変の証明書類」を提出して下さい。また、就学者(未就学児を含む)を除く家族全員の「年間収入(見込)額」を「収入金額(今年)」欄に記入して下さい。

(3)「特別控除」欄は、該当する場合は「有」、該当しない場合は「無」に○をしてください。また、家族に障害のある人がいる場合は人数を記入し、**別表②**の通り証明書類を提出してください。

(4)「修学支援金を希望する理由」欄は、教育費の困窮の状況など家庭事情も含めて、保護者の方が具体的にできるだけ詳しく記入してください。また、家計に急変(就職、転職、失業、休業、事故、病気、死亡、臨時所得等)があった場合は具体的な事情を記入して下さい。

## 2. 作文（様式③本人手書き用）

以下の通り、黒のボールペンを使用して、「手書き」で記入してください。

- (1) 内容 : 将来やりたいこと、目標、勉学にどのように励んでいるか、応募した理由等。
- (2) 字数 : 小学生 800 字程度、中学生 1200 字程度、高校生 1600 字程度。
- (3) 原稿用紙 : 当財団指定のもの(様式③)。

※ ホームページ(<http://www.kyef.or.jp>)よりダウンロードできます。

## 3. 所得等に関する証明書類…保護者の方が各自治体にて取得して下さい。

生計を一つにする家族全員について、別表に該当する事実を証明する書類を提出してください。

**別表①・別表②参照**

### 別表① 所得に関する証明書類（コピー可）

提出	区分	証明書類	発行機関等
全員分 必須	生計を一つにする家族全員 (6歳未満及び就学者を除く)	<b>「平成30年度(平成29年分)所得証明書」</b> (平成29年1月～12月までの1年間の合計所得金額が記載されているもの) ※ 課税通知書は「可」とします。 ※ 源泉徴収票は「不可」とします。 ※ <u>給与・公的年金以外の収入がある方は確定申告書の控えを併せて提出してください。</u> ※ 証明書の名称は、市区町村により「課税(非課税)証明書」等、異なる場合がありますので、窓口で確認して下さい。 ※ <u>無職や前年所得がない方も提出して下さい(収入額の表示が「***」等ではなく「0円」と表示された証明書)。ただし、生活保護受給世帯は、下記証明書の提出があれば、所得証明書の提出は不要です。</u>	市区町村役場 (平成30年度の証明書発行時期を役場に確認の上、お取り寄せ下さい)
該当者のみ	生活保護受給世帯	<b>「生活保護受給証明書」又は「生活保護決定通知書」</b>	社会福祉事務所
	※家計支持者の家計急変 平成29年の途中又は平成30年に就職・転職した人	<b>「年間収入(見込)額証明書」(様式⑤)</b> (当財団指定の様式をホームページよりダウンロード)	勤務先等
	臨時所得(保険金等)のあった人 (平成29年1月以降に受給した上記以外の所得)	<b>臨時的な所得を証明できるもの</b> (確定申告の控え等)	

※「家計急変」とは、「応募時から過去1年以内に家計支持者に家計急変の事由(就職、転職、失業、休業、事故、病気、死亡、臨時所得等)が発生し、現在の所得と前年の所得証明書に記載の所得が大きく異なる場合」です。

### 別表② 特別控除に関する証明書類

提出	区分	証明書類	発行機関等
該当者のみ	障害のある人がいる世帯 (本人を含む)	<b>身体障害者手帳(写)</b> <b>精神障害者保健福祉手帳(写)</b> <b>療育手帳(写)等</b>	市区町村役場 又は本人携帯